

檜原村企（起）業誘致審査委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、檜原村企（起）業誘致促進条例（平成21年条例第18号）第8条の規定に基づき企（起）業誘致に係る優遇措置の効果的な運用と適切な適用を行うことを目的とし、企（起）業誘致等に関する檜原村企（起）業誘致審査委員会（以下「審査委員会」）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、村長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査及び審議し、答申を行う。

（1）企（起）業誘致に係る優遇措置の適用に当たっての要件等に関すること。

（2）その他村長が企（起）業誘致に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 委員は、企業経営、産業振興、環境問題等に関し優れた識見を有する者から村長が委嘱する。ただし、村長の諮問に応じ特に必要があると認めるときは、識見を有する臨時の委員を選任し委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、第3条の規定による臨時の委員に当たっては、当該諮問にかかる調査及び審議が終了したとき解任されるものとする。

（会長）

第5条 審査委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審査委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 審査委員会の庶務は、企画政策室において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事及びその運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。